

本検討会においてご議論いただきたい事項（案）

放送事業者におけるガバナンス
確保に関する検討会事務局

令和7年6月27日

本検討会においてご議論いただきたい事項（案）

【ガバナンスの原則・内容】

- 次の観点を踏まえ、放送事業を行うに当たって求められるガバナンスとして何が導かれるか。
 - － 言論・報道機関としての役割
 - － 事業を行うに当たって適切に評価すべきリスク
 - － ステークホルダーの範囲と関係性
 - － 時代の変化への対応の必要性

【実効性の確保】

- ガバナンスの実効性を確保するために必要な方策として何が考えられるか。その際、放送事業者が言論・報道機関であり、放送法が放送事業者の自主自律を基本とする枠組みであることを踏まえて、どのような点に留意すべきか。
- ガバナンスの実効性を確保するために、放送事業者、業界団体、国においてそれぞれどういった役割を果たすべきか。
- ローカル局などの小規模な放送事業者等におけるガバナンスの確保について、放送事業者の多くが非上場企業であることを踏まえて、留意すべき事項はあるか。

【その他】

- その他、放送事業者のガバナンス確保に関して留意・検討すべき事項は何か。